

第6 接見交通権の確立

1 接見交通権をめぐる闘い

憲法34条、37条が保障している被疑者・被告人の弁護人選任権とは、弁護人の援助を受ける権利にほかならない。被疑者・被告人には、まさに援助が必要なその時にこそ、弁護人の実質的な援助が与えられなければならない。

この弁護人の援助を受ける権利の中核的権利である接見交通権については、いわゆる一般的指定制度によって組織的・継続的な接見妨害がなされてきたが、日弁連は、早くからこの問題に取り組み、国賠訴訟の全国での積極的提起とその勝訴判決を背景として、法務省との直接協議によって、「面会切符制」の廃止など一定の改善を実現した。

しかし、他方で、最高裁は、浅井・若松の両事件判決において、「取調べ予定」を理由に接見指定ができるとするなど現状追認に終始し、さらに、1999（平成11）年3月24日の安藤・斎藤事件大法廷判決において、「接見交通権の行使と捜査権の行使との間に合理的な調整を図らなければならない」などの理由で、刑訴法39条3項違憲論を退けるに至っている。

2 違憲論の再構築へ向けて

国連の規約人権委員会は、日本政府の第4回定期報告書につき、1998（平成10）年11月、「最終見解」を採択し、「刑事訴訟法39条3項のもとでは弁護人へのアクセスが厳しく制限され」ていることを指摘し、これを直ちに改革するよう勧告したが、大法廷判決はこの勧告に逆行する内容に終始したのである。

被疑者には、取調中であつたり、取調べの予定があつたりする場合にこそ、弁護人の援助が必要なのであつて、我が国の現状は、未だ憲法、国際人権法の保障する弁護人の援助を受ける権利とはかけ離れた状況にある。

違憲論を再構築するとともに、「捜査の必要」を理由に接見制限を認める刑訴法39条3項自体を削除する法改正を求めて運動を再展開する必要がある。

3 法友会の取組み

また、接見交通権を確立するためには、妨害行為を看過することなく、国賠訴訟を積極的に提起すべきである。法友会は、会員が3日間にわたり接見することができなかつた事案や取調中でもないにもかかわらず接見指定された事案について、法友会の会員を中心に約150名の弁護団を組織し、1997（平成9）年4月、国を被告として国賠訴訟を提起し（伯母・児玉接見国賠訴訟）、間近で確実な捜査の必要がある場合であっても検察官に接見申出をした弁護人との間で「調整義務」があり、この調整義務違反があるとして賠償を命ずる判決（一審・2000〔平成12〕年12月25日、控訴審・2002〔平成14〕年3月27日）を得るなどのめざましい成果を上げてきた。

現在の接見交通権は、こうした弁護士1人1人の活動、国賠訴訟等によって勝ち得たものが積み重なって確立されたものである。それでも、電子機器等の利用を理由とした接見中断など収容施設職員による妨害が現在でも報告されており、収容施設側とは常に緊張関係にあることを忘れてはならない。我々が獲得してきた接見交通権は、この緊張関係において毅然と行使し続けなければ、たちまちに縮小されていってしまうであろう。

これまでの、司法制度改革の前哨戦とも言うべき一般的指定書（面会切符制）を廃止させるための闘いも、接見妨害に対する闘いも、時間の経過とともに、若手会員にとっては、いまや、過去の歴史の中に埋もれつ

つある。

長きの闘いを経て確立させてきた権利が奪われることのないよう、我々は、弁護士・弁護士会がいかに闘い、活路を見出してきたのかを、特に若手会員に伝え、実際の現場においても、その権利を行使し続けていく必要がある。それこそが、弁護士自治を守り、継続していくための礎ともいふべきである。

4 検察庁通達の活用

最高検察庁は、2008（平成20）年4月3日に「検察における取調べ適正確保方策について」と題する文書を公表し、同年5月1日にそれを具体化する「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に関する一層の配慮について（依命通達）」（最高検企第206号）を発したことは注目に値する。

この通達は、「2 検察官の取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合の措置について」において、（被疑者から）「当該申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡することとされたい」とし、「3 検察官が取調べ中の被疑者又は取調べのために検察庁に押送された被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合の対応について」において、「(1)申出があった時点において現に取調べ中でない場合には、直ちに接見の機会を与えるよう配慮することとされたい。(2)申出があった時点において現に取調べ中の場合であっても、できる限り早期に接見の機会を与えるようにし、遅くとも、直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるように配慮することとされたい」としている（なお、同年5月1日付の「取調べに当たっての一層の配慮について〔依命通達〕」では、「少なくとも4時間ごとに休憩時間をとるよう努める」ことが明記されている。）。

そして、接見の申出及びこれに対してとった措置を記録にとどめ、当該書面を、事件記録に編綴することとされており、当該書面が証拠開示の対象にもなることが明記されている。

この通達は、いわゆる内田第2次国賠事件についての最高裁2000（平成12）年6月13日第三小法廷判決（民集54巻5号1635頁）が示した内容を通達で一般化したという点において、従来よりも迅速に接見を認めようとするものであり、弁護人においては、この通達を熟知して活用すべきである（これらの通達は日弁連の会員用ホームページにおいて公開されている。）。

また、このような通達があったとしても、現実にとり調べが行われている場合に、接見の開始が遅れたり、漫然と取調べが継続されることのないよう、捜査機関に対しては毅然と抗議するなどの行動をしていくことが不可欠であろう。

5 今後の課題

裁判員制度との関係では、連日的開廷となるために、拘置所における休日・夜間接見の保障、裁判所構内接見の拡充が不可欠であり、被疑者国選弁護制度実施との関係では電話接見の導入が不可欠である（電話による外部交通及び一部の夜間接見はすでに試行されている。しかし、外部交通に関しては、時間が20分と制限されている、通信部屋の関係から機密性が保たれていないという問題がある。夜間接見についても、実施可能な時期が、公判期日や書面提出期限等の一定期間前に制限されている点から十分であるとはいえない。）。

また、被疑者・被告人との接見について、弁護人による録音・録画の自由化が図られねばならない。従来この問題は、主として接見内容の記録の一方法として捉えられてきたが、たとえば、責任能力が争われる事件においては、被疑者の逮捕当初の供述態度・内容を記録して証拠化することの重要性が認識されつつあり、実践例もあらわれてきている。

ところが、実務の取扱いは、通達（1963〔昭和38〕年4月4日法務省矯正甲第279号）により、書類の授受に準ずるものとされており、「弁護人が右録音テープを持ち帰る場合には、当該テープ等を再生のうえ内容を検査し、未決拘禁の本質的目的に反する内容の部分また戒護に支障を生ずる恐れのある部分は消去すべき

である」とされている。この通達は、証拠保全に制限を加え、秘密交通権を侵害するものであり、違法であり廃止されねばならない。

日弁連は、2011（平成23）年1月20日、「面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音についての意見書」において、「弁護士が弁護士、弁護士となろうとする者若しくは付添人として、被疑者、被告人若しくは観護措置を受けた少年と接見若しくは面会を行う際に、面会室内において写真撮影（録画を含む）及び録音を行うことは憲法・刑事訴訟法上保障された弁護活動の一環であって、接見・秘密交通権で保障されており、制限なく認められるものであり、刑事施設、留置施設若しくは鑑別所が、制限することや検査することは認められない。よって、刑事施設、留置施設若しくは鑑別所における、上記行為の制限及び検査を撤廃し、また上記行為を禁止する旨の掲示物を直ちに撤去することを求める。」との意見を公表している。

ところが、近時、拘置所側は、弁護士が接見する際の写真撮影や録音を認めない態度を示し、拘置所によっては、携帯電話等を預けない限り接見を認めない措置をとるところも現れており、これに対して、国家賠償請求訴訟が提起されたものがある。

このうち、東京拘置所面会室で、弁護士が被告人と面会中に、鑑定請求に関する証拠とするために被告人をデジタルカメラで撮影したため、拘置所職員が画像の消去及び接見中は撮影をしないように求めたが、弁護士が拒否したために接見が打ち切られた事案について、東京地方裁判所の2014（平成26）年11月7日判決は、「本件撮影行為のように、専ら証拠保全として行われた写真撮影行為は、『接見』に含まれると解することはできない」との極めて不当な判断をしていたものの、撮影行為を理由に接見を一時停止又は終了させることは違法であるとして、国に対して10万円の支払を命じたが、被告国が控訴して、東京高等裁判所の2015（平成27）年7月9日判決は、「被告人が弁護士等により写真撮影やビデオ撮影されたり、弁護士が面会時の様子や結果を音声や画像等に記録することは（接見には）本来的には含まれない」などと判示して、原告側の請求を全て棄却する不当な判決をした（東京弁護士会会長の2015〔平成27〕年7月15日付「接見室での写真撮影に関する東京高裁判決に対する会長談話」）。

しかしながら、最高裁判所も、2016（平成28）年6月22日に上告を棄却する決定をした。これについても、東京弁護士会は、即日「極めて不当な決定」との会長談話を発表している。

これ以外にも、小倉拘置支所において、弁護士が面会室内で撮影した写真の消去を拘置所職員から強要されたとして国家賠償請求訴訟が提起されたが、福岡地裁小倉支部は2015（平成27）年2月26日に弁護士敗訴の判決を出し、控訴審の福岡高裁も2017（平成29）年10月13日、弁護士の控訴を棄却し一審の判断を支持し、最高裁も2018（平成30）年9月18日、上告を棄却する決定をした。

また、佐賀少年刑務所において、弁護士が面会室内で撮影した写真の消去を拘置所職員から強要されたとして提起した国家賠償請求訴訟についても、一審の佐賀地裁は請求を棄却し、控訴審の福岡高裁も2017（平成29）年7月20日、控訴を棄却して一審の判断を支持するに至っている（上告審が係属中）。

日弁連は、2011（平成23）年1月20日付の前記意見書と同趣旨の「面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音についての申入書」をとりまとめて、2013（平成25）年9月2日に法務大臣に対して申入れを行い、翌3日には警察庁長官及び国家公務委員長に対して申入れを行っている。

また、近時では、接見時における録音機器やスマートフォン等の電子機器の使用を理由とする接見の制限や中断が報告されている。また、携帯電話機の所持を利用とする接見の拒否、被疑者から弁護士への信書発信の拒否、同信書宅下げの拒否など、収容施設による接見への不当な干渉が後を絶たない。

そもそも、収容施設側が、接見室内における接見の様子や、弁護士と被疑者被告人との信書の内容を把握しているという状況自体に問題があるだろう。

収容施設側は、接見状況や信書の内容把握、接見拒否、中断等を正当化する根拠として、庁舎管理権、庁舎内の規律秩序のみだれ、逃亡や罪証隠滅のおそれを持ち出す。

しかし、これらの根拠は、いずれも抽象的で被疑者被告人の権利を擁護する弁護活動を制約できる根拠とはなり得ない。

外部への情報流出等の懸念は専門家である弁護人の職業倫理の問題として解決されるべきであり、国家機関による事前介入が許容される根拠にはなり得ない

日弁連及び弁護士会は、今後も、この問題に真剣に取り組み、弁護人が防禦活動の一環として行う写真撮影や録音等が刑事施設の妨害を受けることがないように、法務省や刑事施設と協議を行う必要がある。そして、会員に対して、適切な情報を提供し、会員の弁護活動が萎縮することがないように支援することが求められている。

接見交通権を確立し、実効性あるものにするために、日弁連及び弁護士会は、従来からの取組みをさらに強化していくとともに、弁護人は接見交通権を確立するための活動を展開する必要がある。

6 弁護人立会権の保障に向けて

接見交通権は、被疑者が弁護人から十分な助言を受け、黙秘権をはじめとする防御権を適切に行行使するために必要不可欠な権利である。

これまでの活動や国賠訴訟を通して、接見交通権に対する違法不当な干渉は大きく減少していったと評価できる。

しかし、上記の1999（平成11）年3月24日の安藤・斎藤事件大法廷判決は、刑訴法39条3項違憲論を退けたにとどまらず、刑事訴訟法39条3項本文にいう「捜査のため必要があるとき」に関し、「捜査機関が現に被疑者を取調べ中である場合や実況見分、検証等に立ち会わせている場合、また、間近い時に右取調べ等をする確実な予定があって、弁護人等の申出に沿った接見等を認めたのでは、右取調べ等が予定どおり開始できなくなるおそれがある場合」がこれに該当しうるとした。

これは、弁護人が被疑者への助言のために接見を求めても、現在行われている取調べを中断させられない余地（捜査機関が取調べを続行させ供述調書を作成させる余地）を認める点で、接見交通権の重要性を十分に理解したものとは言い難い。

上記4の最高検による依命通知により、接見要求があった場合には、それなりの配慮がされることが多いようである。

しかし、接見交通権は、被疑者被告人が弁護人から適切な助言を受け防御権を適切に行行使するための重要な権利である。

このことから、弁護人が取調べ中に接見を要求した場合には、取調べは直ちに中断され、接見の機会が与えられることが、「捜査機関の配慮」ではなく、接見交通権の内容として認められなければならないだろう。

さらにいえば、接見室における助言のみならず、弁護人が取調べに立ち会い、被疑者が取調べ中にも援助を受けられることこそが、真の防御権の保障である。

特に、取調べの録音・録画が広く実施されるようになった今日、被疑者が、取調べにおいて、どのように臨み、何を話し、何を話さないかの判断は、より重要になっている。その判断を適切に行うために、弁護人が取調べに立会い適切な助言を行う必要性はより高まっている。

接見交通権は、刑事手続全体の中における被疑者被告人の防御権を保障するための重要な権利である。

接見交通権の確立は、被疑者被告人の防御権のより広い保障につながっていくのである。

そのために、我々は日々の現場で捜査機関による不当な干渉に対し毅然と対峙していかなければならないし、日弁連及び弁護士会は、今後も、この問題に取り組み続ける必要がある。